

この様式に限らず、次の事項が記載されていれば、任意の書式で意見を述べることができます。

- 1 提出者の住所、氏名
- 2 意見書の対象である事業計画者の氏名又は名称
- 3 生活環境の保全の見地からの意見

提出する日を記載してください。

意見書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) さいたま市長

自治会にあっては、自治会の名称及び代表者の氏名を記載してください。

住所 **さいたま市浦和区常盤6丁目〇番〇号**
氏名 **〇〇町自治会 自治会長** □□ □□

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第9条第1項の規定により、意見を述べます。

どの事業計画に対する意見であるかを特定する上で重要な情報となりますので、間違えないようご注意ください。事業計画者の氏名又は名称は、さいたま市のホームページ上でも公開しています。

事業計画者の氏名又は名称	埼玉〇〇株式会社
生活環境の保全の見地からの意見	<ul style="list-style-type: none">・事業計画では、事業地の周囲を鋼板とその上に1mのメッシュフェンスで囲うこととなっているが、木くずやがれきの破砕によって周辺住宅への騒音、粉じん、悪臭の影響が非常に心配されるので、もっとしっかりした塀を立てるべきではないか。・維持管理の計画で、年に1回環境測定をされているが、その程度の回数では実状を十分に把握できるのか疑問である。少なくとも四半期ごとに環境測定を行い、情報を公開すべきである。・万一、地震等の災害により周辺環境に影響がみられた場合の措置について、明確に定めておく必要があると思う。

記入しきれない場合は、別紙を添付しても構いません。

【 意見書の提出方法・提出先 】

- 郵送または持参

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館地下1階

さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課

※郵送の場合は、当日消印有効。

- ファックス

048-829-1933

- Eメール

Eメールにて意見をお寄せいただくこともできます。

Eメールアドレス: sangyo-haikibutsu-shido (at) city.saitama.lg.jp

※ (a t) は@に置き換えてください。

意見書を提出できる期間は、該当する事業計画書等の公告の日から、縦覧期間満了の日から2週間を経過する日までとなります。

記入していただいた個人情報は、さいたま市個人情報保護条例に基づいて厳重に管理します。